

経済建設常任委員会会議録

平成26年1月28日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 10:30

案 件

1. オートレースの運営について
2. 産業振興について
3. 建設行政について

報告事項

1. e-ZUKAスマートフォンアプリコンテスト2013の結果について (産学振興課)
2. 平成26年度予約乗合タクシー・コミュニティバスの運行について (商工観光課)
3. 保険代位による損害賠償請求について (商工観光課)
4. 市道上の事故による損害賠償請求事件について (土木管理課)

委員長

ただ今から経済建設委員会を開会いたします。

「オートレースの運営について」を議題といたします。「売上額及び入場者の状況等について」、「7車立て企画レースの結果について」及び「ラ・ピスタ新橋 オートレース場外発売所の開設について」、執行部の説明を許します。

事業管理課長

「オートレースの運営について」、提出しております資料に沿って説明いたします。

資料1ページの「平成24・25年度売上額及び入場者比較表」をお願いいたします。25年度A欄の小計のところでございますが、開催日数は64日、売上額は79億1869万9700円、1日平均の売上額は1億2372万9700円となっており、前年度B欄の小計のところでございますが、開催日数59日、売上額は74億7204万3400円、1日平均の売上額は1億2664万4800円でしたので、4月から12月までの売上額では、平成24年度と比較して4億4665万6300円の増、1日平均では291万5100円の減となっております。

次に、入場者数は表の右のほう25年度D欄でございますが、25年度19万332人で1日平均は2,973人、24年度が18万2760人で1日平均は3,097人でございましたので、累計入場者は7,572人の増、1日平均では124人の減となっております。

売上実績額小計では、平成25年度の4月から12月までの開催が5日間多いこと及びG開催が含まれておりますことから、比較増となっているものでございます。

次に、7車立て企画レースの結果について報告いたします。資料の2ページをお願いいたします。7車立て企画レースにつきましては、平成25年10月21日から11月22日までの間、全6場でそれぞれ1節ずつ実施いたしました。総括といたしましては、一番下のほうの欄でございますが、「7車立てでさらにハンデを詰めたことにより当たりやすくなり、より資金が回ると考えられておりましたが、当たりやすくなり過ぎた結果、購買額を上げるまでには至らなかった。一方、電話投票については、買いやすいという目的に合致したこともあり、好調であった。」との内容であります。今後はこの結果を踏まえまして、7車立てのレースにつき

ましては成長戦略部会等で検討していくこととなりますが、現時点での導入や実施については決まっておりません。資料の3ページにつきましては、アンケート結果の概要について添付しております。内容の説明は省略させていただきます。

次に、オートレース専用場外車券発売所「ラ・ピスタ新橋」の開設について、報告いたします。資料の4ページをお願いいたします。オープンの日は12月27日でございます。場所は東京都港区新橋2丁目7番1号 ラ・ピスタ新橋内に設置されております。設置者は株式会社サテライトジャパン、管理施行者は川口市でございます。年間発売予定日数は約340日、売上目標は1日当たり204万円となっております。施設概要につきましては資料に掲載しておりますので、内容の説明は省略させていただきます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「産業振興について」を議題といたします。

まず、質疑通告されておりました「黒田官兵衛に関連したイベントについて」、明石委員の質疑を許します。

明石委員

おはようございます。NHKの大河ドラマ「軍師官兵衛」が1月の5日から始まりました。今のところゆかりの地、姫路や中津等の撮影がいま進んでおります。今後、中津市や福岡市などで、黒田官兵衛に関するいろんな観光イベントがいま現在行われているところですが、本市もですね、ゆかりの地の一つとしてこれまでいろいろな取り組みを行っていることは承知しておりますが、あまりにもいろいろな他の所もありましてですね、非常に私自身もわかりにくいところもありますので、資料を提出されているようなので、これまでの取り組み概要及び今後の取り組み計画について、主な説明をお願いいたします。

商工観光課長

配付資料に基づきまして、説明をさせていただきます。

配付資料のこれまでの経緯という項目をご参照願います、両面になっておりますので、裏側のほうになるかと思えます。ここで一部、資料の訂正をお願いいたします。年度、平成24年、平成25年、下に平成25年と書いてありますけども、下は平成26年でございます。資料の訂正方、よろしく願います。

これまでの経緯という項目をご参照願います。これに基づきまして、説明をさせていただきます。本市では昨年4月に設立されました「軍師官兵衛」福岡プロジェクト協議会に、ゆかりの地として当初から参画しました。県及び県内ゆかりの自治体、本市を含め10市5町が参画をしておりますが、そういう団体や商工団体、あるいはNHKや旅行、交通、報道関係などの民間団体などと連携しながら、本市の観光振興を図っていくこととしております。また、本市におきましては、昨年5月に官民約20名によりまして、「黒田官兵衛いづかプロジェクト協議会」を設立し、ゆかりの地マップの作成をはじめ、各種情報交換会、調査、研究、各種イベント実施やテレビ、新聞、雑誌等の取材対応によるPR活動などを行いながら、観光振興及び地域活性化に向け取り組んでいるところでございます。

主な実施イベントとしましては、4月に開催いたしました旧伊藤邸、歴史資料館での端午の

節句展での黒田官兵衛企画を皮切りに、5月にはゆかりの地の1つであります飯塚公民館での軍師官兵衛展の常設展示、10月には福岡市天神のライオン広場で観光PR事業「いいね！飯塚」を開催しまして、新観光ルートとして官兵衛ルートを紹介するとともに、福岡官兵衛隊や飯塚プロジェクト協議会会長によるPRを行いました。また、10月24日から12月3日まで旧伊藤邸、歴史資料館、千鳥屋におきまして秋の企画展を開催し、官兵衛自筆の法名や文献、日本最大級の黒田二十四騎の絵馬など、貴重なゆかりの品々を展示しております。「筑前の國いづか街道まつり」では、まちなか交流・健康ひろばにおきまして、甲冑やパネルなどの展示を行い、多くの来場者に来ていただいております。さらには、12月に広域連携事業としまして、嘉麻市、飯塚市、朝倉市の3市連携によりまして、「官兵衛でつながる筑豊と朝倉」を開催しました。また、12月25日に開催されました県プロジェクトの決起集会では多くの参加者のもと、ゆかりの地代表として飯塚市の取り組みについてプレゼンをさせていただいております。

今後につきましては、2月8日から始まります「いづか雛のまつり」におきまして、3会場にて官兵衛企画展も実施することとしております。また、民間団体などとの連携事業も含め、あらゆる機会を通じて観光PRを行ってまいりたいと考えております。なお、資料の下段にございます県プロジェクトのロゴ、キャラクターを活用した関連商品の開発、普及にも努めておりまして、千鳥屋の「勝栗 博多りっちゃん」というのがございますが、これはJALの国内線ファーストクラスの機内食にも採用されました。また、納祖八幡宮では絵馬やお守りなどの初詣グッズが販売されまして、好評を得ております。また、千鳥屋では9月には「まちなか千鳥本家ギャラリー」を整備されて、黒田家ゆかりの品々の常設展示も行われておるところでございます。

資料の表面のほうをお願いいたします。こちらには、まずドラマについてということで、筑豊にゆかりのある登場人物の名前と配役を書いております。またその下には、全国及び福岡県内のゆかりの地を記載しております。それとその下には、本市にあるゆかりの場所や品々を記載しております。一番下のほうには、下段には大河ドラマ放映年の今年でありますけども、前後を含めました3カ年の観光事業計画概要を簡単に記載しておりますので、ご参考にさせていただければと存じます。

以上、簡単ではございますが、概要説明を終わらせていただきます。

明石委員

いま説明を受けました。県プロジェクト協議会及び市のプロジェクト協議会を中心に、活発な取り組みが行われているようですが、今後はドラマの終わりに放送される官兵衛ゆかりの地の紹介でも本市が取り上げられるように、NHKにも積極的にアプローチされ、ますます本市のPRに努めていただき、観光振興並びに地域の活性化につながっていくようなことを要望し、もう一つ、PRのしかたも考えていただいて、この質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかになし)

次に、全般に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「建設行政について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。執行部から、案件に記載の件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

初めに、「e-ZUKAスマートフォンアプリコンテスト2013の結果について」の報告を求めます。

産学振興課長

「飯塚スマートフォンアプリコンテスト2013の結果について」、ご報告申し上げます。

委員会資料、スマートフォンアプリコンテスト2013結果報告をご参照願います。本事業はIT関連のエンジニア、学生、企業等の交流の場を創出し、優れた技術者の育成や自由でクリエイティブなアプリの開発を推進するものでございまして、昨年に引き続き第2回目の取り組みとなります飯塚スマートフォンアプリコンテストを開催いたしました。

先週末の土曜日、25日に九州工業大学情報工学部で実施いたしました公開プレゼンテーションでは、全国各地から応募いただいた74件のうち一次審査を通過いたしました15作品の発表が行われまして、外部有識者等の審査員によります厳正な審査の結果、初代企業賞、飯塚市長賞及びグランプリが決定しましたので、資料、審査結果欄のとおり、賞名、作品名、発表者、チーム名をお示しし、お知らせ、ご報告するものでございます。

なお、資料裏面には発表者一覧といたしまして、一次審査通過の全16件を掲載しておりますけれども、辞退1件がございましたので、当日発表は先ほど申し上げた15件でございます。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりまりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成26年度予約乗合タクシー・コミュニティバスの運行について」の報告を求めます。

商工観光課長

配付しております「平成26年度予約乗合タクシー・コミュニティバスの運行について」の資料に基づきまして、来年度の予約乗合タクシー及びコミュニティバスの運行内容につきまして、ご報告をいたします。

平成26年度のこれらの運行につきましては、昨年12月20日に開催いたしました飯塚市地域公共交通協議会及び交通会議での議論を踏まえまして、平成25年度の運行内容を基本とする中で、利用状況や市民からのご意見、ご要望等をお聞きしまして、部分的な改善を図り実施するものでございます。

現在の運行内容から変更となる部分につきまして、ご説明をさせていただきます。まず資料の【1】障がい者割引の実施について、というところでございます。これにつきまして、予約乗合タクシー、コミュニティバス及び八木山地区のスクールバスの一般市民混乗分の運賃に対して、障がい者割引を適用するものでございます。市民からのご要望、福岡県下の自治体や民

間公共交通機関での実施状況等を踏まえまして、実施するものでございます。割引運賃につきましては、福岡県下の自治体の事例、民間バス及びタクシーの割引内容、また本市の回数券の利用状況等を総合的に判断いたしまして、それぞれ100円の割引として、予約乗合タクシーは300円を200円、コミュニティバス及び八木山地区スクールバスにつきましては200円を100円ということとしております。なお、この割引の適用につきましては、身体障がい者、療育、精神障がい者保健福祉の各種手帳所持者本人としまして、乗車時に乗務員への手帳提示によりまして、適用者の確認をするものとしております。

次に、【2】の予約乗合タクシーに関する内容について、ご説明いたします。まず(1)の予約件数でございますが、これまで予約可能な件数を4件までとしておりましたが、予約乗合タクシーのタクシー間の乗りつぎや利用者の利用回数の多い方々の予約の手間を簡略化するために、1回での予約可能件数を8件までとするものでございます。

次に、(2)の運行施設に関しましては、隣接する地区外の施設への運行を追加実施するものとして、2カ所の総合病院の乗り入れをするものでございます。筑穂地区から済生会飯塚嘉穂病院への運行、並びに幸袋地区から穎田病院への運行を実施するものでございます。

次に、(3)穂波地区の利用時間につきましては、車両が2台運行しております穂波地区におきまして、現在30分間利用できない時間がございますが、この2台の休憩時間を時間調整しまして、8時から17時までの全時間帯で利用できるようにするものでございます。

続きまして、【3】のコミュニティバスに関する内容について、ご説明いたします。コミュニティバスにつきましては、現在の利用状況をかんがみたく中で、利用者の増加、運行・運営の効率化を図るべく、部分的な改善を実施いたします。

表に記載しておりますが、まず出発時刻を変更するものとして、庄内・飯塚線の第4便の出発時間を30分早めます。

次に、停車回数を増加させるものとして、筑穂・飯塚線の第4便において桂川駅での乗降を行うようにいたします。

次に、停車回数を減少させるものとして、利用者の非常に少ない穎田・飯塚線の第5便の鯉田公民館、第6便の鎮西公民館、また庄内・飯塚線の第6便の菰田公民館並びに飯塚駅前におきましては、運行ルートを変更しまして、運行しないようにいたします。

最後に、これらの内容につきましては、3月に各戸配布をいたします利用ガイド並びに市ホームページに掲載をしまして、周知する予定としております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「保険代位による損害賠償請求について」の報告を求めます。

商工観光課長

公用車事故に係る保険代位による損害賠償請求について、ご報告を申し上げます。

本件につきましては、平成26年1月14日付にて福岡地方裁判所飯塚支部書記官名で、口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状並びに訴状が送達され、平成26年1月15日付にて受理いたしましたので、その概要を報告するものでございます。

原告は、公用車事故に伴い負傷した方の保険会社であります、東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地、三井住友海上火災保険株式会社で、被告は飯塚市であります。

次に、訴訟に至った経緯について、ご報告いたします。まず、事故につきましては資料を提出しておりますが、平成24年2月2日の木曜日10時10分ごろ、飯塚市山口地内、県道65号筑紫野・筑穂線、米ノ山峠において発生をいたしております。当時につきましては、所

管が総合政策課でございましたので、そのときには総務委員会のほうでこの事故の報告はさせていただきますとごしております。事故の状況につきましては資料の下部に記載しておりますが、当時、総合政策課嘱託職員が同乗の当課職員1名とともに、積雪によるコミュニティバス運休の周知作業終了後に、公用車で飯塚方面へ下っております。公用車が現場に進入したときには、図面の、の3台の車両が、すでに衝突事故を起こして停車をしております。の公用車はこれらへの衝突を回避しようとしたけれども、積雪及び路面凍結のために車両がスリップして、前方のの車両1台に衝突をしました。この衝突時に車外にいたの車両の運転手が、事故に巻き込まれる危険を回避するため移動しようとして転倒をし、左上半身や腰部等を負傷したものでございます。その後、の公用車は、後続のの車両から衝突をされ、事故全体としましては車両5台の多重事故となっております。

事故後の処理につきましては、市が保険加入をしております公益社団法人全国市有物件災害共済会を通じて、対応しております。対物事故についてはすでに和解をしておりますが、転倒、負傷したの車両運転手の治療費等の損害賠償については、この人身傷害事故が車外の、車両の外で発生したことから、負傷した方が加入する保険会社である原告と市有物件のほうで、この事故を交通事故として扱うかどうかで、交渉が難航しております。今回の訴訟につきましては、原告が治療に関する保険給付を行い、第三者行為による損害賠償請求権を代位取得したとして、市に対して原告がの車両運転手にすでに支払った治療及び後遺障害に係る費用553万7582円及びその遅延損害金を請求してきたものでございます。

今後につきましては、負傷と事故との因果関係や過失割合に関して見解が異なりますことから、応訴する予定としております。市有物件及び関係部署等とともに対応をしていきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、保険代位による損害賠償請求について、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市道上の事故による損害賠償請求事件について」の報告を求めます。

土木管理課長

「市道上の事故による損害賠償請求事件について」、報告いたします。

本件事故発生につきましては、平成25年3月8日開催の経済建設委員会にて報告を行いましたが、再度概要説明をいたします。資料といたしまして、飯塚市簡易裁判所の判決文及び控訴状の写しを提出いたしております。

本件事故は平成24年9月7日午後6時ごろ、原告車両が飯塚市伊岐須の市道高雄団地1号線でマンホールふたの上を通過した際にエアバッグが作動し、エンジンが始動しなくなったことに対して賠償請求が行われたものでございます。

事故発生後、示談交渉を進めてまいりましたが成立に至らず、55万4899円を求める賠償請求裁判となりました。この間、裁判所より和解案の提示がありましたが、原告が拒否したことで結審となり、平成25年10月31日の判決言い渡しにより原告の請求が棄却されました。これを不服として原告が控訴し、平成25年12月26日に控訴状を受理したものでございます。

控訴内容といたしましては、1 原判決を取り消す、2 55万4899円の賠償金と年5%の金員の支払い、3 控訴費用は被控訴人である飯塚市の負担とする、との判決並びに仮執行宣言を求めるとのことであります。

今後は、道路賠償保険引き受けの株式会社損保ジャパン及び損保ジャパン顧問弁護士と協議しながら、解決に向けて事務を進めてまいります。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。
これもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。